

第 2 8 回 施 設 ・ 研 修 等 分 科 会

議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 28 回施設・研修等分科会 議 事 次 第

日時：平成 21 年 12 月 1 日（火）13:30～13:50

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. （独）国立公文書館の広報・普及啓発事業の民間競争入札の実施
予定について
- ・（独）国立公文書館からのヒアリング

3. 閉 会

<出席者>

（委員）

小幡主査、渡邊副主査、荒川専門委員

（（独）国立公文書館）

上野総務課長、佐藤総務課長補佐、中原企画法規専門官

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山谷企画官

○小幡主査 それでは、第 28 回の施設・研修等分科会を開催いたします。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。本日の議題は 1 つでして、「国立公文書館の広報・普及啓発事業の民間競争入札の実施予定について」です。

この事業は、平成 19 年 12 月の基本方針の改定において、平成 21 年末までに結論を出すこととされました。したがって、検討結果についてのヒアリングをこれから行いたいと思います。では、説明者の入室をお願いいたします。

（（独）国立公文書館関係者入室）

○小幡主査 それでは、国立公文書館の上野文雄総務課長より御説明をお願いいたします。5 分から 7 分程度でお願いいたします。

○上野総務課長 （（独）国立公文書館） それでは、説明させていただきます。

お手元に資料がいつているかと思いますが、資料 1 でございます。「独立行政法人国立公文書館の広報業務に係る市場化テストの実施について」ということで資料をお出しさせていただいております。

その四角の中にありますとおり、公共サービス改革基本方針別表におきましては、「独立行政法人国立公文書館の体制等の充実のための方策について検討を行なう中で、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、平成 21 年度末までに結論を得る。」ということが記述されております。

まず 1 ページ目でございますが、「①国立公文書館の体制等の充実のための方策についての検討について」ということで書いてございます。そこに書いてありますとおり、平成 20 年、「公文書管理の在り方に関する有識者会議」が開催されまして、その最終報告が昨年 11 月に出されました。この中で国立公文書館のさまざまな機能強化や体制強化が提言されたということがございます。政府におきましては、この最終報告を踏まえまして、「公文書等の管理に関する法律」案を作成しまして、平成 21 年の通常国会に提出しました。それで、7 月 1 日までに可決、公布されております。

この公文書管理法でございますが、公文書管理を一体的に行なうという法律でございます。その中で公文書館のさまざまな機能強化、その括弧書きにありますとおり、現用の歴史公文書等の保存・利用に関する助言や研修、あるいは現用文書の保存、各府省庁への実地調査等の機能が強化され、さまざまな義務ということで歴史公文書等の永久保存、あるいは歴史公文書等利用の際の請求権化、今まで請求権はなかったのですが、それを請求権化したという法律になっております。それから利用等規則といったさまざまな義務が定められたということで、現在、この法律の施行に向けまして、公文書館としましては膨大な事務作業に着手しているというところでございます。

準備作業の例としましてそこに書いてありますが、基準の作成、あるいは利用手続等の検討、利用規則案の検討、それから公開基準・公開手続・作業フローの見直しの検討、その他いろいろな企画検討等が現在、公文書館において、かなり膨大な作業ですが、職員一

丸となって進めておるところでございます。これを受けまして、当然、本年の予算要求におきましても、人員を中心に体制整備の要求も行なっておりますが、昨今の状況の中、なかなか厳しい状況にある。なかなか厳しい議論をしているという状況でございます。

2番目の方でございますが、「②広報業務における民間競争入札の導入の検討について」というところでございます。

まず、国立公文書館のいわゆる広報業務というのは以下のとおりになっています。これは平成20年度実績でございますが、特別展用ポスター等の作成・配布・掲出ということで2件。それから、公文書館のインターネットバナー広告、地下鉄電飾掲示板広告ということで、トータル3,500万円ほどの金額の業務になっておることです。契約形態ですけれども、右側に書いてありますとおり、現在、上の2つの特別展用のポスターにつきましては企画競争ということになっておりますが、来年度からは一般競争入札に移行する予定ということになっております。それから、バナー広告につきましては、現在、一般競争入札でやっており、電飾掲示板広告については公募という形になっております。

これらの業務につきまして、民間競争入札の導入につきまして検討させていただいておることです。まず、そこにありますとおり、実施により期待される効果と、それから公文書館の業務・人員状況等を検討したうえで判断すべきであるということ、そういった面からの検討を行なったということでございます。

期待される効果の方ですが、コスト削減効果ですけれども、先ほど説明しましたとおり、全て一般競争入札、あるいは公募等によって行なわれているということから、現在3,500万円ですが、さほどの大きなコスト削減は期待できないのではないかというふうに考えられるということでございます。

それから、質の向上効果ということも当然民間競争入札においては必要かというふうに考えておりますが、現在、全て民間委託しておるという状況の中で、その民間のノウハウといったものも当然活かしながら我々はこういった業務を進めておるところでございます。そういった面から、質の大きな向上というものはさほど期待できないのではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、業務の削減効果ということでございますが、今それぞれ別々に契約を行なっておるところですけれども、これを一括というようなことになれば、その面は軽減される可能性はあろうかというふうには考えております。ただ、広報業務の市場化テストについてほかのホームページ等で調べさせていただきますと、前例がないということがございまして、どのようにやるのかといったようなこと、あるいは仕様書の記載方法等、諸資料の作成、あるいは手続等、新規の業務が別に新たに発生するのかなというようなことは考えておりまして、どの程度のものかということは若干心配をしておるところでございます。

したがって、3ページ目の(2)のところにあります、現在41名、本年度末に40名となる予定ですけれども、こういった少ない人数の中で、法律の大きな作業を行なっているというようなことがございまして、先ほど検討しましたとおり、その効果につきまして

も若干疑問があるということから、結論としましては、当面、民間競争入札は実施しない方向でいくということになるのではないかと考えています。

以上が御説明でございます。

○小幡主査 御説明ありがとうございました。結論的に言うと、広報業務において民間競争入札は今回は見送りたいというお話でございましたが、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら御自由にお問い合わせいたします。いかがでしょう。

○荒川専門委員 今、2ページで挙げていただいているのは、具体的な事業だと思うのですが、公文書館の広報の業務全般としますと、この4つは外部に委託されている具体的な事業ということになると思うのですけれども、広報業務全般では具体的にどういうことを業務として実施されていらっしゃるのでしょうか。つまり、イコールではないと思うのですけれども。

○中原企画法規専門官（（独）国立公文書館） 日々のホームページの内容の更新ですとか、あとは報道対応も担当になっていますので、取材申込み等があった場合、その連絡調整と当日その場を仕切ったりというような仕事をしております。

○荒川専門委員 それに対応される方は、今の41名の中の何名ぐらいがおやりになるのでしょうか。お1人で、ほかの業務もおやりになる中でやられるわけですか。それとも、広報主担当の方がおられるということですか。

○中原企画法規専門官 1人で、ほかの業務もやっています。情報公開請求なども対応していただいています。

○小幡主査 そうすると、例えばポスターを作成・配布・掲出するとか、地下鉄の掲示板の広告をするとか、それを決められているのはそのお1人ですか。

○中原企画法規専門官 そうですね。展示の中身を検討する担当はありますので、そちらと相談しながらやっているというところではありますけれども。

○小幡主査 それで、例えばこのポスターをしようと思えば、企画競争なりで民間にお願いすると、こういうシステムになっているということですか。

○中原企画法規専門官 そういうことです。

○渡邊副主査 2ページ目と3ページ目に書いてある(1)と(2)を総合的に検討した結果というところが私の理解が及んでいないのですが、(2)のところは、要は、これは市場化テストをやるとエキストラワークが発生するので、その手間隙がかかります、現在の施行に向けた対応を考えると、市場化テストのために割く時間がありませんか、そういう御趣旨なわけですか。

○上野総務課長 そうですね。今、法律施行のための準備作業というものがかなり忙しいということで、新たな市場化テストのための業務が発生するというのは先ほど御説明しましたが、現在、一丸となって法律施行のための準備に邁進しているというところから、そういうことでございます。

○渡邊副主査 そうすると、(1)と(2)とどちらが大きい理由になるのでしょうか。

○上野総務課長　大きな理由としましては、(1)のほうで我々は考えております。正直なところ、実施により期待される効果がさほど期待できないのではなからうかというふうに考えております。

○渡邊副主査　そういう意味では、(1)で非常に意味があるのだったら、(2)の方は対応するとか、エキストラワークが発生するかもしれないけれども、やりますということでしょうか。ただ、結論から恐縮ですけど、要は(1)で大きな利益も見込めないものを、今やりませんという理由というふうに理解してよろしいでしょうか。総合的に検討した結果というのは、要は何か天秤にかけてという趣旨だろうとは思いますが、今の御説明を伺うと、(2)というよりは、やはり(1)の、あまり意味がないので、(2)でエキストラワークをかけてやるほどのことはありませんということなのかなというふうにちょっと思えたので伺いました。そうすると、要するに(1)の理由でやらないというふうに結論づけられたというふうに理解していいのかなと思ったものですから、それで確認させていただいた次第です。

○小幡主査　(1)で効果がないと判断されているわけですが、コスト削減はそうかもしれませんが、ポスターをどういうふうに貼るかとか、地下鉄に吊るのがよいとか、そういうことを総合的にもう少し広告のプロが判断して、複合的にどのように広告を打てば一番効果的かということを経営的に勘案して、その企画自身を考えてもらうとより効果は上がるかもしれませんよね。質の向上効果は期待できないと決めつけていらっしゃいますが、それは今のやり方は、たぶんお一人の方が、ポスターをどのぐらいやりましょうと決めて、それを投げているわけですね。地下鉄にやりましょうと企画を決めてしまっている。そういう話なので、やり方自体を比べますと、実はかなり質は向上する可能性もあると思います。

○渡邊副主査　私もまさに今言われた点をお伺いしたいのですが、私は素人なので素人の感覚から申し上げますと、ポスターを貼りましょう1つ、あるいはインターネットでバナー広告を貼りましょう1つ、地下鉄に貼りましょう1つというよりは、どこに貼ったらアピールするのか。費用対効果で最もいい結果が得られるのか。今はそういう時代だというふうに理解していたものですから、何かブチブチと細かく切って、そういうことではなく、広告の質なりが決まってくるものかなというふうに素人なりに思っています。例えば注力すれば3,500万円でも、もしかしたら、最近よく地下鉄に全車両それだけ貼るとか、そこまで極端にいくかどうか分かりませんが、たぶんそういうところが市場化テストなどで考えている民間からの創意工夫の部分なので、質の向上は期待できないというふうに切り捨てられるというのは、市場化テストのそもそもの考え方に対する誤解をお持ちなのかなという気がしてちょっと伺った次第です。

○上野総務課長　ただ、これを見てももらいますとわかりますとおり、まず特別展という業務があって、これを知ってもらわなくていけないというのが上の2つの大きな目的になるわけでございまして、トータルで全体をやるというよりも、1つの企画展を知ってもらう。

ひいては国立公文書館というものを知ってもらうというような形で 1,400 万円使っているということがございまして。

○小幡主査 その特別展をやるというのを決められているのはどなたですか。広報をやる職員の方ですか。

○上野総務課長 いいえ、それは全く別な部署の職員でございます。

○小幡主査 そもそも広報というものの性質上、どういう広報をするかというのは、あらかじめ絶対こうでなければいけないというのは普通は決まっていますね。

○上野総務課長 はい。

○小幡主査 そういう中でもう少し本当に効果のある広報をするためには、民間にやっていただいた方が、同じ 3,500 万円かけても、あるいは 1,400 万円かけても今よりいいものができるかもしれないというのが民間競争入札だと思うので、そのあたりの視点が欠けているような気がいたします。これとこれと決めて今それぞれ委託しているということですが、今やっているから、もうこれ以上はやっても意味がないとおっしゃるので、我々としてはそこは多少異論があるのですが。ただ、そうはいっても、それほど額が大きいわけではありませんし、法律が通ったので大変だということは理解しますので、今回についてはやむを得ないかなと思っておりますが。

私は、この法律が通ったのはとても価値のあることで大事なことだと思いますし、この法律の中でいろいろな新しい機能がつけ加えられたので、その機能をきちんと発揮するために、むしろ本体の方について、民間の力も借りながら、いかにうまくやっていくかということを実際は考えていただいた方がよろしいように思うのですが、今回はとりあえず以前のところで広報・普及啓発事業ということになっていますので俎上に上るのはこれだけです。確かにこれについては、先ほどの説明を我々はそれほど納得したわけではないですが、ただ、それほどのボリュームでもないのではやむを得ないとして、来年以降、広報も本当は企画から含めて少し考え直して、民間に委ねるというやり方をとっていただきたいと思います。広報だけでなく、それ以外の国立公文書館の業務も含めてもう少し考えていただけたらと思っています。

それでは、本日の議論の内容を踏まえたと、少なくとも現時点でございますが、現在いろいろな(2)の方の事情も含めて考えまして、国立公文書館の広報業務について、民間競争入札を今実施するということはなかなか難しいと思いますので、民間競争入札は実施しないという結論でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小幡主査 それでは、この結論で了承ということで、分科会として確認したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。ぜひ今後とも前向きに少し発想を変えてやっていただければと思います。どうもありがとうございました。

((独) 国立公文書館関係者退室)

○小幡主査 それでは、本日の議題はこれで終了しましたので、施設・研修等分科会は終了ということにいたします。